

令和6年度第1回 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会 会議録

- 1 日 時 令和6年9月9日（月） 午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 場 所 静岡庁舎本館4階 44会議室
- 3 出席者 (委員) 金子泰之委員（会長）、藤沢桜大委員、若海貴宏委員、種石眞理子委員、木村貴子委員、ホールドマン亜美委員  
(事務局) 市川市民局長、片井局次長、加藤生活安全安心課長、富士山防犯・交通安全係長、長谷副主幹、崎野主事、松尾主事

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議 題

- (1) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の変更案について  
(2) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について

7 会議内容

- (1) 開会  
(2) 委員委嘱  
(3) あいさつ（市民局長）  
(4) 会長選出  
(5) 静岡市の犯罪概況について

事務局（長谷副主幹） 【資料1～3】「静岡市の犯罪概況について」説明

事務局（加藤課長） ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。

金子会長 特殊詐欺の被害額がかなり減少していますが、何か効果があった対策はありましたか。

事務局（長谷副主幹） 警察では、金融機関に対して、市民からまとまった金額の現金を引き下ろしたいという相談を受けた際には、警察に通報するように以前から案内しています。それを継続的に実施している効果が表れていると考えられます。また、犯罪グループが、投資詐欺やロマンス詐欺に視点を变えており、そちらの方が被害額も何十億円に増加しています。詐欺被害額は増加していますが、特殊詐欺に関しては減少傾向が見られていると考えられます。

事務局（加藤課長） 他はよろしいでしょうか。会議が進む中で、質問がありましたらおっしゃって下さい。それでは。審議会規則に従いまして、会長に進行をお願いします。

（6）議事

金子会長 それでは議事に入りたいと思います。本日は全員が出席していますので審議会が成立します。次第の6、議事の（1）「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の変更案について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（松尾主事） 【資料4】「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の変更案について」説明

金子会長 委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。

種石委員 静岡市で今年度から犯罪被害者に対する見舞金ができたと、犯罪被害にあった場所が自宅であったときの住宅支援や、いきなり大黒柱の父親が亡くなってしまったりして、そういった方への就労支援は考えていますか。

事務局（富士山係長） 見舞金については、そこまでは考えておりませんが、静岡市でも、犯罪被害者支援の総合案内窓口があるので、そこでできる対応をしています。

種石委員 家賃については考えていますか。

事務局（富士山係長） 転居する際の費用については10万円の支給がありますが、家賃については、特にはないです。

金子会長 申請期限が1年であることについて、要綱第7条「特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。」とありますが、これは柔軟な対応ができる余地があるということですか。

事務局（富士山係長） 1年に区切ったのは、時間が経てば国からの犯罪被害者制度の給付金が支給されることから、なるべく早くお渡しして使ってもらいたいという目的からです。市長の特別規定を設けたのは、例えば、重症病で意識が混濁している、申請の意思が確認できないというような状況を想定しています。性犯罪の被害者だと後から被害の認識をすることも考えられますが、そこまでは今のところ対応していないのが現状です。他市においても、一般的には1年が通常で、後々検討の余地はあると考えます。金子会長はどのようにしたらいいとお考えでしょうか。例えば、性犯罪に関して、どれくらいのスパンが適切かどうかあったら教えていただきたいです。

金子会長 具体的な数字として、何かあるわけではないんですが、被害者の思いなど色々なものがあると思うので、申請できるとなったときに、1年

- 過ぎてても受け付けてもらえるといいと思います。1年は結構短いと思いました。
- 種石委員 国の犯罪被害者給付金制度は、申請期限が、受けた行為が犯罪だと認知してから2年間ですが、例えば、亡くなって、始めは犯罪だと認知していなかったが、何年後かに犯罪だと認知することもあります。市では、ちょっと困ったときに支給するというように、国とは姿勢が違うかもしれませんが、例えば性犯罪も、最初は大丈夫でも、途中から思い出してしまうと仕事もできなくなり、病院に通うような状態になると、重症病の対象にはなるとは思いますが、その場合に見舞金は出せますか。そのときになっても国の制度のついては時間がかかります。そこで初めて申請を出すと、実際に支払われるのは最低でも半年後で、その間通院されたり、カウンセリングを受けたりするのであれば、その費用もかかるので、警察でも公費のカウンセリングがあり、それで賄えるかもしれませんが、お金がなくてカウンセリングに行けないこともあります。そうした場合、何年経っていても、見舞金が支給されればいいと思います。1年経ったとしても、申請してみたら、支給されるかもしれない、というような、その都度考慮する仕組みであればよいと思います。
- 事務局（富士山係長） 役所の仕組みとして、期限は決めなければいけないとなっています。あとは状況判断になります。
- 種石委員 支援センターとしては、一応出してみたら？とお知らせしてもいいですか。
- 事務局（富士山係長） 今すぐには回答はできないです。
- 事務局（加藤課長） どんな場合でも、規定に該当できるのか、該当させる必要があるのかを検討していきます。
- 種石委員 何年も経ってトラウマで仕事ができないという方もいらっしゃるのでは、考えていただければと思います。
- ホールドマン委員 被害にあわれた方はどのタイミングで、この制度を知ることにになりますか。
- 種石委員 被害後、被害者が情報提供に同意すると、警察から各市町に情報提供が行われます。警察ではリーフレットを渡しますか？
- 事務局（長谷副主幹） 現在は報道に載れば、罪名を確認し、制度の対象となる可能性があれば、市から警察に、反対に警察から市も考えられますが、この事案は対象になるかもしれない、と確認します。捜査段階なのですぐに教えてもらえないケースもありますが、被害者の怪我の状態などを聞いて、同意の上、本人と連絡先を交換します。リーフレットは県内すべての警察署に配布し、静岡市民がいらっしゃれば、配布してくださいとい

うアナウンスをしています。

金子会長 国の制度も同時に情報提供しますか。

事務局（長谷副主幹） そのようなケースもありました。市の見舞金の方が、スピード感があるので、まずは、という形でお知らせしています。見舞金や支援金の対象でなくても、例えば子どもの問題であれば、庁内の担当の課につないだりしています。

藤沢委員 この制度をどれくらい知っているかのアンケート調査を実施する予定はありますか。

事務局（富士山係長） 第3次基本計画を作成するときに、市民に調査をしています。その結果に合わせて認知度を調べていきます。

金子委員 次にアンケートを行うのはいつになりますか。

事務局（富士山係長） 計画の見直しが始まる令和8年度になります。

ホールドマン委員 制度の利用率は把握していますか。制度を紹介して、実際に利用されたのはどれくらいでしょうか。

事務局（富士山係長） 静岡市に居住している方がどこで被害にあったかを把握するのは難しいです。県内や市内であれば、県警からある程度情報をもらえますが、県外へ旅行などに行った際の被害は、把握できませんが、今はどの県でも犯罪被害者に対する支援制度は充実してきているので、どこの県警でお世話になっても、地元の制度を紹介されることは想像できます。

種石委員 東京で被害にあった場合は、警視庁から県警に情報がくるので、そこから情報提供できるのではないかと思います。

事務局（富士山係長） 警察庁でも動いているのでだんだん警察から各市町村への情報提供制度が充実していくかと思っています。

種石委員 県を跨いでも支援できるようになっていっています。

木村委員 リーフレットに「上記以外にも必要な条件があります」とありますが、どのような条件が考えられますか。

事務局（富士山係長） 例えば、重傷病の程度は相談の中で聞き取るので、あえて記載していません。

種石委員 その際に必要となる書面資料はありますか。

事務局（富士山係長） 診断書を提出してもらいます。

種石委員 領収書ももらえれば、実際にかかった入院期間がわかると思います。診断書以上の期間を要する場合があります。入院費用を実際に支払った後に申請できるようにするのはどうでしょうか。

事務局（富士山係長） それはスピーディーに交付したいという趣旨に反します。

種石委員 例えば、3週間で診断され、実際には3か月かかったときも申請できますか。

事務局（富士山係長） それはできません。あくまでも診断書ベースで考えています。

種石委員 最初の診断以上に入院期間を要することはよくあるので検討していただきたいです。

金子会長 なるべく被害者に寄り添った制度になってほしいという希望があると思います。まだ始まったばかりの制度ではありますが、現状で見える弱点に取り組んでいただけるとありがたいです。

金子会長 それでは、議事の（２）第３次犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局（松尾主事） 【資料５】「第３次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画について」説明

金子会長 委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。

金子会長 C評価以外にも、A評価でも広報が足りないのではないかと、こうしたらよいのではないかなど、全体を見たときに感じるものがあればお願いします。

金子会長 昨年度に比べるとA評価の事業は増えましたか。

事務局（松尾主事） 令和４年度までは「第２次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」で、今よりも２事業多い77事業あり、その内、A評価が69事業で89.6%、B評価が１事業で1.3%、C評価が6事業で7.8%、無評価が１事業で1.3%となっており、全体の数が違いますが、達成度は今年度のほうが昨年度よりも高い数値となっています。

ホールドマン委員 あぶトレは、助成金は市から半額出ている、他から半額出ているですか。

事務局（富士山係長） 県が残りの半分を負担しています。

ホールドマン委員 防犯カメラは自治会・町内会以外の申請はありますか。

事務局（富士山係長） No. 60の街頭防犯カメラ設置事業は対象を自治会・町内会、地区安全会議に限定しており、No. 61の商店街環境整備での防犯カメラ設置事業は商店街に対して補助しています。

ホールドマン委員 個人がつけるカメラ対しての補助はしていないのですか。

事務局（富士山係長） 個人を対象とした補助事業は行っていません。公共空間を映す街頭防犯カメラと、商店街を映す商店街の街頭防犯カメラの補助を市として行っています。

事務局（加藤課長） No. 54, 55で防犯灯の補助制度がありますが、自治会・町内会等とあり、商店街も含まれています。

ホールドマン委員 カメラと防犯灯に関しては、市や警察としては足りている認識ですか。

事務局（富士山係長） カメラは警察側からすれば１台でも多いほうが良いと考えています。

事務局（加藤課長） 防犯カメラは、市内にまだそこまで設置されてはいません。

藤沢委員 あまり設置されている印象はないと思います。

木村委員 街中は設置されている印象はあります。

ホールドマン委員  
事務局（加藤課長） 個人や店舗で設置しているカメラもあると思います。  
店舗のシステムとして設置している事業主もいらっしゃいますし、商店街や自治会が地域として危険だと判断して設置する分に対しては、市として補助しています。

若海委員 犯罪が起きれば、特に住宅街でカメラ設置の要望が出やすいと思いますが、自治会から要望する前に、プライバシーの問題で反対する住民も中にはいると聞いたこともあるので、素直に合意形成ができない事例もありますか。

事務局（加藤課長） 警察にご協力いただいて、カメラの向きにも注意しています。

事務局（富士山係長） 道を撮っても、どうしても家の玄関が映ってしまうときには、マスク処理や、住民の同意を得るようにしています。印象として、平成29年度に始まったときには、プライバシーの問題で合意が得られないこともあったようですが、最近では少なくなってきました。合意が得られた自治会が基本的に申請するので、それ以外の自治会がどのような傾向があるのかをつかめていませんが、だんだんと意識が変わってきている印象はあります。

金子会長 他にご意見はよろしいでしょうか。御意見なければ、議事は以上とさせていただきますので、進行は事務局にお返しします。

#### （7）閉会

【追記】4ページ 木村委員の質問「リーフレット内、上記以外にも必要な条件とは何か」に対する回答として、以下がありますので、追加させていただきます。

《見舞金、支援金を支給しない場合》

- ①犯罪行為が行われた時に、見舞金、支援金を受ける者と加害者が親族関係にあったとき。
- ②見舞金、支援金を受ける者が犯罪行為を教唆、幫助、誘発等する行為があったとき。
- ③見舞金、支援金を受ける者が暴力団員等のとき。
- ④犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金等の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。